

## 6

# 給付 各種給付の内容・範囲

給付	給付内容と範囲	留意事項
療養の給付	健康保険の被保険者が業務以外の事由により病気やケガをした際、健康保険で治療を受けることができる。	①指定を受けた保険医療機関や保険薬局等以外の病院で治療を受けても、療養の給付にならない。 ②一部負担金の支払いがある。
入院時食事療養費	①被保険者（特定長期入院被保険者を除く）が入院した際、療養の給付とあわせて食事の給付が受けられる。 ②その額は、厚生労働大臣が定めた食事療養に要する費用の額から食事療養標準負担額を控除した額。	①被扶養者の入院時食事療養に係る給付は、「家族療養費」として給付される。 ②高額療養費の対象とならない。
食事療養標準負担額 ※1日3食に相当する額が上限	一般の者：510円／1食 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等（住民税非課税世帯を除く）：300円／1食 住民税非課税世帯者：240円／1食 1年間の入院日数が91日以上の患者で住民税非課税世帯者：190円／1食 住民税非課税世帯に属し、所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者：110円／1食	
入院時生活療養費	①介護保険との均衡の観点から、療養病床に入院などする65歳以上の者（特定長期入院被保険者）の生活療養に要した費用を給付するもの。 ②その額は、厚生労働大臣が定めた生活療養に要する費用の額から生活療養標準負担額を控除した額。	①被扶養者の入院時生活療養に係る給付は、「家族療養費」として給付される。 ②高額療養費の対象とならない。
生活療養標準負担額（主な額） ※食費は、1日3食に相当する額が上限	一般の者（指定難病患者以外）：食費510円／1食（＊）、居住費370円／1日 ＊管理栄養士等を配置していない保険医療機関へ入院している場合は470円 低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯）：食費240円／1食（＊）、居住費370円／1日 ＊医療の必要性が高い者で1年間の入院日数が91日以上の患者の場合は190円 低所得者Ⅰ（年金80万円以下）：食費140円／1食（＊）、居住費370円／1日 ＊医療の必要性が高い者は食費110円／1食 指定難病患者（一般の者の場合）：食費300円／1食、居住費0円	

給付	給付内容と範囲	留意事項
保険外併用療養費	①保険外診療のうち、厚生労働大臣の定める「評価療養」「選定療養」「患者申出療養」については、保険診療との併用が認められている。 ②保険診療の療養の給付と共に通する部分が「保険外併用療養費」として給付される。	①「評価療養」「選定療養」「患者申出療養」に係る費用は、全額負担する。 ②被扶養者の保険外併用療養に係る給付は「家族療養費」として給付される。
療養費	やむを得ない事情により保険医療機関や保険薬局等で保険診療を受診できず、自費で受診した場合等に、その費用について支給される。	一定要件を満たした場合、海外で受けた保険診療も療養費の対象となる。
訪問看護療養費	居宅で療養を必要とする者が、かかりつけ医師の指導に基づき、指定訪問看護事業者の看護師等から療養上の世話や必要な診療の補助を受けた場合に支給される。	被保険者（被扶養者）は、基本利用料として平均的な費用の3割を負担する。
移送費 (家族移送費)	病気やケガにより移動が困難な者が、一時的・緊急的必要があり、保険診療として適切な療養を受けるために移送された場合は、現金給付として支給される。	その額は、最も経済的な経路および方法により移送された場合の旅費に基づいて算出された額の範囲での実費とされる。
埋葬料・埋葬費 (家族埋葬料)	被保険者が死亡したときに支給される。 埋葬料：被保険者により生計を維持していた者で、埋葬を行うものに5万円支給。 埋葬費：埋葬料を受けるべき者がいない場合、埋葬を行った者に、埋葬料（5万円）の範囲内で埋葬にかかった費用を支給。	被扶養者の死亡時には、「家族埋葬料」が支給される。 死亡原因が自殺や喧嘩等であっても支給されるが、業務災害の場合は適用外となる。